死後事務委任契約公正証書（例）

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　委任者（甲）住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　受任者（乙）住　所

　　　　　　　　　　　　　事務所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

（契約の趣旨）

第１条　委任者甲（以下、「甲」という。）と受任者乙（以下、「乙」という。）は、委任契約及び任意後見契約（　　 公証役場　平成　　年　　月　　日第　　　号）に付随する契約として、以下のとおり死後事務委任契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（委任者の死亡による本契約の効力）

第２条　甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委託者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

２　甲の相続人は、前項の場合において、第１０条第１項条記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

（委任事務の範囲）

第３条　甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。

　（１）遺体の引き取り、葬儀、火葬、納骨に関する事務

　（２）入院費・医療費、施設利用費、介護費の生前債務の支払及び保証金・還付金の受領に関する事務、その他一切の債務弁済事務

　（３）入所施設等の明け渡しに関する事務、家財道具・生活用品の処分に関する事務

　（４）公租公課、公共料金、日常家事債務の支払に関する事務

　（５）関係者への応分の謝礼の支払に関する事務

　（６）別途締結した委任契約における未処理事務、任意後見契約における未処理事務

　（７）行政官庁等への諸届事務

　（８）以上の各事務に関する費用の支払

（通夜・告別式及び納骨）

第４条　前条第１号の葬儀は、　　　　にて行う。

２　前条第１号の納骨は、 　 　にて行う。

３　第１項及び第２項に要する費用は、金　　　　　　円を上限とする。

（委任事務の委託）

第５条　乙は、乙の判断において委任事務を他の第三者に委託して代理させることができる。

（連絡）

第６条　甲が死亡した場合、乙は、速やかに甲が予め指定する次の者に連絡するものとする。

　　氏名　　　　　　　住所

　　氏名　　　　　　　住所

　　氏名　　　　　　　住所

（費用の負担）

第７条　本件死後事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、乙が管理する甲の財産から支出し、又は、その支払に先立って、甲の遺産から支払を受けることができる。

（報酬）

第８条　甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金 　 円（消費税別）を支払うものとする。本件死後事務終了後、乙は、乙が管理する甲の遺産から支払を受けることができる。

（契約の変更）

第９条　甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の協議・変更を求めることができる。

（契約の解除）

第10条　甲は、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

　（１）乙が、甲の財産を故意又は過失によって毀損し、その他、乙の行為が甲に対して不法行為を構成し、そのために、甲との信頼関係が失われたとき

　（２）乙が死後事務処理を遂行することが困難な状態になったとき

　（３）経済情勢の変動など本契約を達成することが困難な状態になったとき

２　乙は、前項第２号又は第３号による正当な理由がある場合に限り、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第11条　本契約は、次の場合に終了する。

　（１）乙が死亡又は破産手続開始決定を受けたとき

　（２）乙が後見・保佐・補助開始決定の審判を受けたとき

（３）甲と乙が締結した委任契約及び任意後見契約（　　　公証役場　平成　　年　月　　日第　　　号）が解除されたとき

（４）乙が任意後見人を解任されたとき

（報告義務）

第12条　乙は、相続人又は遺言執行者若しくは相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後３ヶ月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面にて報告する。

　（１）本件死後事務につき行った措置

　（２）費用の支出及び使用状況

２　乙は、乙の所属する公益社団法人成年後見支援センターヒルフェに対し、速やかに次の事項について書面にて報告し、その指導を受けることを承認する。

1. 本契約締結時、本契約を締結した旨

（２）本件死後事務終了時、相続人又は遺言執行者若しくは相続財産管理人に対し行った財産の引継及び報酬の収受

（守秘義務）

第13条　乙は、本件死後事務に関し知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（免責）

第14条　乙は本契約の条項に従い、善良な管理者の注意を怠らない限り、甲に生じた損害について責任を負わない。